

第1回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

1 日 時 令和6年5月15日（水）午後1時00分～午後3時30分

2 場 所 第4委員会室

3 出席者 委員長 濱川敦

委 員 浅見嘉之、平沼宏之、河村香代子、高梨雅樹、小林由利、押木正己

所管課 スポーツ推進課長 中林健、主幹 戸坂次郎、副主幹 青木里恵、

主事 鈴木大輝

事務局 デジタル行政推進課長 山本優、主査 佐々木雄基、主任 櫻木美智

4 欠席者 なし

5 委員長職務代理委員の指名

入間市指定管理者候補選定委員会規程第4条第2項に基づき、委員長の指名により、浅見委員が委員長職務代理委員として指名された。

6 議 事

議 題

(1) 指定管理者候補選定委員会の概要等について

(2) 対象施設について

(1) 指定管理者候補選定委員会の概要等について

事務局から次の内容を説明し、委員全員に了承された。

①指定管理者候補選定委員会開催の趣旨について

市民の福祉を増進する目的で市民の利用に供する施設であるところの「公の施設」の管理については、その目的を効果的に達成するために、地方自治法において民間事業者等を指定管理者として指定することができると規定されており、当市においても平成18年度より制度を導入している。現在、当市では9施設（①老人福祉センター、②図書館分館、③文化創造アトリエ、④児童センター、⑤博物館、⑥農村環境改善センター、⑦産業文化センター、⑧体育施設、⑨扇台福祉作業所）に制度を導入している。

指定管理者の指定にあたっては、議会の議決を経て決定することとなるが、指定管理者の候補にあたっては、応募書類に基づき選定委員会において選定することになっている。

今回、開催する選定委員会では、「地区体育施設」について、指定管理者の申し出に基づき、令和5年度末で指定の取り消しを行ったことから、当該施設に係る来年度以降の次期指定管理者候補の選定をお願いするものである。

なお、「老人福祉センター」については、令和6年度末で指定管理期間が満了する

が、公共施設マネジメント事業計画において、指定管理期間満了後に施設の在り方の見直しを行うこととされていることから、次期指定管理者候補の選定は行わないこととしている。

②会議の傍聴、会議録について

評価、選定における自由な意見を保障するため、従来どおり傍聴は行わない。要点をまとめた会議録を事務局で作成し、最終的な審議終了後に市公式ホームページにて公開する。会議録の委員による署名は省略する。

③会議資料のペーパーレス化について

事務事業の最適化の一環として、現在、全庁的にペーパーレス化の推進に取り組んでいることを踏まえ、本委員会でも基本的にペーパーレスによる運用とする。運用方法については、最適な形を今後も模索していければと考えており、改善点やご要望等があれば事務局まで意見をいただきたい。

④今後のスケジュールについて

スケジュールは、公募による選定を前提として作成した。今後、10月中旬までに今回を含め全4回の委員会を行い、指定管理者候補を選定いただく。

各回の内容については、第2回委員会を6月28日に開催し、選定方法の決定、募集要項と業務仕様書の説明及び採点方法の説明・協議を行う。続いて、第3回委員会を9月27日に開催し、応募者によるプレゼンテーションを行い、委員の皆様には各事業者の審査・採点をしていただく予定である。その後、第4回委員会を10月11日に開催し、採点の集計結果をもとに指定管理者候補の決定をしていただく予定となっている。

今後の選定委員会は、この日程で開催する予定であるが、今後変更する場合もあるためその都度通知するので確認を願う。

委員長：今の説明で、確認したいことや質疑はあるか。特にスケジュールについてはよく確認いただきたい。

委員：なし。

(2) 対象施設について

対象施設について、スポーツ推進課から次の内容を説明した。

入間市内では、野球やテニス、サッカーなど、市民の多様なスポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われている。そうした中で、地域の体育施設となる藤沢地区体育館、東金子地区体育館、西武地区体育館、黒須地区体育館、宮寺地区体育館の5館については、地域の市民を対象とする生涯スポーツの推進拠点として、昭和62年から平成5年にかけて建設されて以降、長年に渡り、主に地域住民の方から親しまれている施設である。また、スポーツ団体の活動のみならず、災害時には、地域住民の避難所としても利用されている

ところである。

それぞれの施設については、経年劣化が進んでおり、利用者の安全性を確保するため、公共施設マネジメント事業計画に基づく、長寿命化及び非構造部材の耐震化等の改修工事を実施している状況である。改修工事は、令和3年度に西武地区体育館、令和4年度に藤沢地区体育館と黒須地区体育館で実施済みであり、残る2館、東金子地区体育館、宮寺地区体育館についても、令和7年度までに実施する予定である。

また、施設運営の特色として、市、地区スポーツ協会及び利用団体を中心とした地区体育施設等運営委員会との協働により運営されており、地域のニーズに則した形での柔軟な運営を行っている施設となっている。地区体育施設については、今後も、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、市民の心身の健康づくりや体力増進、市民同士の交流を促進するよう、施設の適切な維持管理の充実に努めることが重要と考えている。

地区体育施設5施設の概要について、施設の名称、所在地、面積、竣工年月、過去3年間の利用者の延べ人数、付帯設備等、施設の内容については、資料1-7のとおり。

資料1-8入間市地区体育施設設置及び管理条例と、資料1-9入間市地区体育施設設置及び管理条例施行規則については、後ほど確認を願う。

続いて資料1-10、入間市指定管理者第三者評価報告書について説明する。第三者評価の目的について、P.3に記載のとおり令和5年度で3年目を迎えたことから、より客観的に管理運営を評価し、事業目的の達成度を判断するために第三者評価を実施した。評価方法については、指定管理者による自己評価を踏まえた上で、第三者機関により、①事業報告書や利用者アンケート等の書面の内容確認、②施設の現地調査、③施設管理者等に対するヒアリングを基に実施した。

評価ランクはS、A、B、Cの4区分としている。評価項目は、「Ⅰ 指定管理事業の事業評価」、「Ⅱ サービス評価」、「Ⅲ 施設管理評価」、「Ⅳ 経費の効率的執行評価」、「Ⅴ 評価機関による総括」の5項目としており、①利用者本位の柔軟なサービスが提供されているか等といった8項目の視点で評価した。評価項目における第三者評価による評価は5項目全てでA以上の評価となっており、特に「Ⅲ-5 関係団体・地域との連絡調整」の項目ではSと評価された。

第三者評価機関による総括としては、「人員体制としては経験ある職員を配置することで、体育施設という性格上発生しがちな施設利用者の怪我等にも適切な対応が図られている。施設管理面では、安全対策・事故防止対策を盛り込んだマニュアル類は、引き続き他施設での好事例や悪事例の共有等により拡充を期待する。地域連携では、引き続き円滑な連絡・調整と密なコミュニケーションによる利用者サービスの向上をお願いしたい。」といったような意見が出た。

こうした第三者評価の結果を受け、改善できる部分については募集要項や仕様書の中に反映していきたいと考えている。

委員長：地区体育施設の施設概要について説明があったが何か質問等はあるか。

委員：なし。

7 その他

次回の日程について

次回は選定方法や採点方法、募集要項や仕様書の決定を議題とする予定で、6月28日（金）13時～15時に開催する予定である。開催通知により時間や場所について確認をしていただきたい。

8 施設見学

西武地区体育館、東金子地区体育館、宮寺地区体育館、藤沢地区体育館をスポーツ推進課からの説明を受けながら、見学した。